

関係府省庁提出資料

重点事項		府省庁	ページ
18	認定特定行為業務従事者認定証等のデジタル資格者証への移行	厚生労働省	1
36	社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し	厚生労働省	20
34	診療報酬や障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還金に係る市町村負担の取扱いの見直し	こども家庭庁 厚生労働省	27
3	住所変更等に伴う手帳等の記載事項変更の届出の廃止等	厚生労働省	52

「認定特定行為業務従事者認定証の廃止及びデジタル資格証への移行」 ＜令和8年地方分権提案管理番号109＞

【地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会】

令和8年9月16日

厚生労働省 社会・援護局

認定特定行為業務従事者認定証の廃止及びデジタル資格証への移行

＜令和 8 年地方分権提案管理番号109＞

（提案団体）青森県、北海道東北地方知事会（追加共同提案団体）大阪府、兵庫県
（制度の所管・関係府省庁）デジタル庁、厚生労働省

提案内容

（求める措置の具体的内容）

社会福祉士及び介護福祉士法附則に規定する認定特定行為業務従事者認定について、国家資格等情報連携・活用システムによる申請手続等を可能とするとともに、紙媒体による認定特定行為業務従事者認定証を廃止し、喀痰吸引等研修を修了していることを電子的に証明するデジタル資格者証に移行することを求める。

具体的には、デジタル庁が整備する「国家資格等情報連携・活用システム」及びマイナポータルを活用し、認定特定行為業務従事者がマイナポータル上でデジタル資格者証を取得・提示できる仕組みへ移行する。

（具体的な支障事例）

認定証は都道府県知事が紙媒体で発行しており、個々の認定申請を審査・交付する業務が生じている。認定された特定行為の種別（複数可）を紙の認定証に記載する仕様であるため、行為の種別が追加されるたびに書換え交付の手続が必要となり、その都度、申請受付・審査・発行・郵送等の事務が繰り返し発生する。当県においては、認定証の交付において年間約60時間の事務負担が発生しており、国家資格等情報連携・活用システムの利用やデジタル資格者証の活用により、事務負担の軽減が期待できる。

また、利用者の状態変化等に応じて介護職員が対応できる特定行為の種別を追加しようとする場合、改めて研修を受講し、修了後に書換え交付の申請を行う必要がある。申請から新たな認定証が手元に届くまでの間、当該行為を実施できない状態となるリスクがある。

❗ 介護事業所・障害福祉サービス事業所等においては、認定特定行為業務従事者を雇用・配置する際、認定証の有効性（認定の有無・対応可能な行為の種別）の確認は目視のみに依拠している。認定証の偽造・記載内容の改ざんが可能な状態であり、確認の正確性・信頼性に課題がある。また、紙の認定証のコピー管理の負担が大きい。

デジタル庁は国家資格等のデジタル化を推進しており、令和 8 年度以降、介護・福祉分野の各資格についても順次デジタル化の対象とされている。しかしながら、認定特定行為業務従事者認定証は国家資格等情報連携・活用システムの活用が決まっておらず、また、法令上「紙の認定証の交付」を前提とした仕組みとなっており、法令の手当てなしにデジタル化を進めることはできない。提案募集を通じて根拠法令等の改正を実現することが不可欠である。

（制度改正による効果）

認定証の発行・書換えに係る都道府県の事務が大幅に軽減される。

従事者が都道府県に対し認定証交付申請や書き換え交付申請を行う手間が削減される。

事業所等がデジタル資格者証の二次元コードの読み取りにより、認定の有無・対応可能な行為種別をリアルタイムかつ正確に確認でき、真正性・改ざん防止が確保される。

国家資格等のデジタル化という国の政策方針との整合性が確保される。

1 次回答

認定特定行為業務従事者認定に係る申請については、申請書や認定証について、厚労省から参考様式を示しているものの、実際の様式については都道府県で異なる可能性もある。

また、既にオンライン化している都道府県や当該事務について委託している都道府県もあると認識している。一律に国家資格等情報連携・活用システムによる申請とした場合、都道府県によっては事務負担が増加する可能性があるため、まずは、各都道府県の実態を把握しつつ、国家資格等情報連携・活用システムの活用が可能かどうか検討してまいりたい。

なお、デジタル資格者証を利用するには、マイナンバーカードが必要であり、仮にデジタル資格者証を原本としたとしても、紙媒体による認定特定行為業務従事者認定証を完全に廃止することは困難であると考えている。

認定特定行為業務従事者認定証の廃止及びデジタル資格証への移行

＜令和 8 年地方分権提案管理番号109＞

（提案団体）青森県、北海道東北地方知事会（追加共同提案団体）大阪府、兵庫県
（制度の所管・関係府省庁）デジタル庁、厚生労働省

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「国家資格システムの活用が可能かどうか検討してまいりたい」との見解では、導入の可否も時期も不明確である。

令和 7 年 6 月 13 日閣議決定「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では「AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル完結の推進」を重点的取組として掲げ、その土台である「構造改革のためのデジタル原則」も、書面や目視等を義務付ける手続はデジタル処理での完結を基本としている。紙の認定証と事業所による目視確認に依拠する現行の認定特定行為業務従事者認定証はまさに見直しが求められている対象であると言える。本認定証のみをデジタル完結の枠外に置くのはこれら閣議決定の方針と不整合であると考ええる。

先例として建築基準法に基づく建築基準適合判定資格者等登録では令和 7 年 12 月から国家資格システムを用いた原則オンライン受付・デジタル資格者証交付が実現しており、デジタル資格者証によることが困難な事情がある場合にのみ個別に対応することとされているので、これにならった法改正等を行われたい。

委託により事務処理されていても委託先が国家資格システムを利用することは妨げられない。申請書・認定証の様式が都道府県間で異なる点については、同システム標準仕様の導入により事務が画一化されむしろ事務改善につながると考える。さらに、同システムへの移行等により、住基ネットとの連携で氏名変更や死亡等の異動を届出によらず職権処理することが可能となり、登録簿の最新性が確保され事務手続きがより適正化されるというメリットもある。

本件についてデジタル完結に向けて令和 8 年度中に着手すべく、工程と時期を国において具体的に示されたい。

〰

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上や自治体の業務効率化につながる行政手続のオンライン化や情報連携などのデジタル技術の活用を行い、手続自体の廃止・効率化を進めることで提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

都道府県に対する実態調査を踏まえ、委託事業者も含めた国家資格等情報連携・活用システムの活用を検討いただきたい。その際は、国家資格等情報連携・活用システムの導入に係るイニシャルコストだけでなく、長期的な事務負担軽減の効果を考慮いただきたい。

「紙媒体による認定特定行為業務従事者認定証を完全に廃止することは困難」との指摘について、仮に紙媒体の認定証を完全廃止することが難しいとしても、デジタル資格者証を認定証の原本と位置付け、オンライン申請時のデジタル資格者証交付により、デジタルで手続きを完結させることを可能とすべきではないか。建築基準適合判定資格者等、デジタル資格者証を登録証の原本と位置付けている資格が既にあることも踏まえ、認定特定行為業務従事者についても、デジタル資格者証を認定証の原本と位置付けることについて検討いただきたい。

上記については、第 2 次回答及び第 2 次ヒアリングの場で検討結果を踏まえた対応の方向性を示せるよう進めていただきたい。

認定特定行為業務従事者認定証の廃止及びデジタル資格証への移行

<令和8年地方分権提案管理番号109>

(提案団体) 青森県、北海道東北地方知事会 (追加共同提案団体) 大阪府、兵庫県
(制度の所管・関係府省庁) デジタル庁、厚生労働省

2 次回答

都道府県へアンケートを実施したところ、国家資格等情報連携・活用システムを活用したいというご意見があった一方で、年間数十件程度の件数であり費用対効果に乏しい、マイナンバーカード取得が任意であるためシステムと紙の申請が平行して行われ事務負担が増加するなどのご意見もあった。このため、当該システムを全国一律で導入するのではなく、希望する都道府県において令和10年度以降に順次活用可能とすることを目指し、関係省庁とも協議の上、必要な検討等を進めてまいりたい。

また、本システムは希望する都道府県において順次活用いただくことを想定していることから、現時点においては、紙の認定証を廃止し、デジタル資格者証を一律に認定証の原本として位置付けることについては、対応困難であるが、原本の取り扱いについては、他の資格の状況等も踏まえ引き続き検討してまいりたい。

認定特定行為業務従事者認定証の交付等に係る都道府県調査結果①

- 認定特定行為業務従事者認定証の交付にかかる手続きについて、国家資格等情報連携・活用システムの活用や認定証のデジタル資格者証への移行の検討にあたり、現在の都道府県の実態や意向等をより詳細に把握し、今後の対応について検討するため、以下のとおりアンケート調査を実施。

(調査対象、時期)

- ・ 全都道府県に対して実施。
- ・ 調査期間：令和8年8月12日（水）～26日（水）

(主な調査項目)

1.現状の認定特定行為業務従事者認定証発行にかかる手続き等について

5

- ・ 申請から発行までの手続きの流れ、申請に必要な書類、発行までの日数、1年間の発行件数、手数料
- ・ オンライン化、委託の有無
- ・ 申請書や認定証について参考様式との違い、登録簿で管理している項目

2.国家資格等情報連携・活用システムの活用について

- ・ 国家資格等情報連携・活用システムの利用意向
- ・ 国家資格等情報連携・活用システムの活用による事務負担の変化
- ・ 認定証をデジタル資格者証とし、原本とすることについての考え、原本とすることの懸念

認定特定行為業務従事者認定証の交付等に係る都道府県調査結果②

- 令和7年度の認定特定行為業務従事者認定証の発行件数について、新規発行件数は1～200件が最も多く、201件～400件が次に多かった。その一方で、3000件以上という都道府県も一定みられた。
- 変更発行件数は、1～100件が最も多かった。

1. 令和7年度の認定特定行為業務従事者認定証の発行件数についてご教示ください。

新規発行件数	回答数	割合
0 件	0	0%
1～ 200件	13	28%
201～ 400件	10	21%
401～ 600件	7	15%
601～ 800件	6	13%
801～1000件	3	6%
1001～2000件	3	6%
2001～3000件	1	2%
3001件～	4	9%

変更発行件数	回答数	割合
0 件	2	4%
1～100件	39	83%
101～200件	4	9%
201～300件	0	0%
301～400件	1	2%
401～500件	0	0%
501～600件	1	2%

認定特定行為業務従事者認定証の交付等に係る都道府県調査結果③

- 申請（変更等）手続きについて、オンライン化している都道府県は4県、委託している都道府県は2県であった。
- オンライン化又は委託している手続きについては、以下のとおり。手続きについてはオンライン化されていないものもあった。

2. 申請（変更等）手続きについてオンライン化しているかご教示ください。また、業務について委託をしているかご教示ください。

	回答数	割合
○オンライン化（有）	4	9%
○オンライン化（無）	43	91%

（オンライン化：有と回答した場合）

オンライン化している手続きについて、該当する項目に○をご記入ください。

（複数回答可）

	回答数	割合
①新規申請	4	100%
②氏名変更	4	100%
③特定行為の追加	4	100%
④住所変更	4	100%
⑤特定行為を行う事業所の変更	2	50%
⑥対象者氏名の変更（3号研修の場合）	3	75%
⑦認定特定行為業務従事者の死亡	2	50%
⑧認定辞退	3	75%
⑨その他	3	75%

	回答数	割合
○委託（有）	2	4%
○委託（無）	45	96%

（委託：有と回答した場合）

委託している手続きについて、該当する項目に○をご記入ください。

（複数回答可）

	回答数	割合
①新規申請	2	100%
②氏名変更	2	100%
③特定行為の追加	2	100%
④住所変更	2	100%
⑤特定行為を行う事業所の変更	0	0%
⑥対象者氏名の変更（3号研修の場合）	0	0%
⑦認定特定行為業務従事者の死亡	0	0%
⑧認定辞退	0	0%
⑨その他	1	50%

認定特定行為業務従事者認定証の交付等に係る都道府県調査結果④

- 申請書や認定証の様式について、厚生労働省の参考様式と同じものを使用していると回答した都道府県は3割程度であった一方で、使用していないと回答した都道府県は7割程度であった。
- 認定特定行為業務従事者認定証登録簿について、厚生労働省から示している様式に記載されている項目と全く同じ項目を管理していると回答した都道府県は3割弱で、管理していない項目や参考様式にない項目を管理している都道府県の方が多かった。

3. 申請書や認定証の様式について、厚生労働省から参考様式を示しているところですが、同じもの（同じ項目が網羅されているもの）を使用しているかご教示ください。

	回答数	割合
①使用している	13	28%
○ ②使用していない	34	72%

4. 認定特定行為業務従事者認定証登録簿について、厚生労働省から示している様式に記載されている項目の内容と同じ項目を管理しているか、該当する項目に○をご記入ください。（複数回答可）

	回答数	割合
①全く同じ項目を管理している	10	21%
②管理していない項目がある	38	81%
③厚生労働省で示している参考様式に記載されている項目とは異なる項目を管理している	7	15%

認定特定行為業務従事者認定証の交付等に係る都道府県調査結果⑤

- 国家資格等情報連携・活用システムの利用意向について、利用したいと回答した都道府県は7割弱である一方で、利用したくないと回答した都道府県は3割程度であった。
- 利用したくない（どちらかといえば利用したくないも含む）と回答した都道府県の主な理由は以下のとおり。

5. 国家資格等情報連携・活用システム（以下、「国家資格システム」という。）の利用意向について、該当する項目に○をご記入ください。

	回答数	割合
①利用したい	5	11%
②どちらかといえば利用したい	27	57%
③どちらかといえば利用したくない	14	30%
④利用したくない	2	4%

※回答数について高齢部門と障害部門で利用意向が異なる都道府県があったため48となっている。

③と回答した主な理由

- ・現在の事務処理体制で特に問題ない。
- ・従前の紙の事務に加え国家資格システムに係る事務が追加されることとなるため、業務量の増加が懸念される。
- ・システムを利用することによる費用対効果を見込めないため。高齢の申請者も多く紙での申請が大半になると想定されるため。
- ・マイナンバーとの紐付けが必要だと想定すると、事務負担増加によるデメリットが目立つため。
- ・申請手数料の取り扱いはなく、システム導入等の費用負担が発生するため。
- ・喀痰吸引等制度に係る事務を高齢者関係部門及び障がい者関係部門の2つの組織での運用をしており、認定証の交付事務だけでなく、登録研修機関や登録特定行為事業者に係る申請・届出事務等も含めて一体的に運用している。今回の国家資格システムの対象がマイナンバーカードを所持する登録申請事務に限定されるため、マイナンバーカードを所持しているかないか、また個人か事業所かなどで手続きが複雑化し、また既存事務との並行運用や業務フローの再構築が必要となる。その結果、利用者及び都道府県双方において手続きが複雑化し、かえって事務負担が増加することが懸念される。
- ・喀痰吸引等の研修受講者や申請を行う事業所職員には年配の方も一定数いるため、電子上での申請手続き自体に混乱し、問い合わせ対応に時間がかかる可能性があるため。

認定特定行為業務従事者認定証の交付等に係る都道府県調査結果⑥

- 国家資格システムの活用による事務負担の変化について聞いたところ、軽減すると回答した都道府県は5割程度であったのに対し、増加すると回答した都道府県は4割程度であった。また、変わらないと回答した都道府県は1割程度であった。
- 事務負担が増加すると回答した都道府県の主な理由は以下のとおり。

6. 国家資格システムの活用により事務負担はどの程度変化すると思うか、該当する項目に○をご記入ください。

(なお、マイナンバーカードを取得していない方については、国家資格システムの活用はできないため、従前どおり紙での事務は残ります。)

	回答数	割合
①大幅に軽減する	2	4%
②やや軽減する	22	47%
③変わらない	7	15%
④やや増加する	13	28%
⑤大幅に増加する	5	11%

※回答数について高齢部門と障害部門で回答が異なる都道府県があったため49となっている。

④⑤と回答した主な理由

- ・従前の紙での事務に加え、システム利用による事務が追加されるため、事務量が増える事になるから。
- ・申請者がデジタルに不慣れな年齢層であるため、紙申請を減らすことは困難であり、電子申請はごく少数の利用にとどまると想定している。そのため、事務系統が分かれ、実際には担当者の業務負担が増加すると思われる。また、従来の資格管理方法や様式については全国で統一されているものではないと認識している。当県では2課で事務を分担していますが、その間でも利用しているシステムや様式に差異がある。そのため、管理している情報にも過不足があるものとする。これらのことから、事務量はかなり増加するものと見込んでいる。
- ・住基ネット回線が完全に独立しており、国家資格システムからダウンロードした申請情報を住基ネット端末に移動できないことから、照会要求ファイルを手作業で作成する必要が生じる。
- ・マイナンバーカード未取得者への対応などのために現状の受付体制を残す必要があり、管理体制が複雑化すると考えられるため。
- ・住基など個人情報の確認作業に時間を要するため、事務負担は増加すると考える。
- ・システムの利用に関する問い合わせが来ることが予想されるため。
- ・既存事務との並行運用が必要となり、業務フローの大幅見直し及び手数料の変更等見直しによる事務負担が増加すると予想されるため。

認定特定行為業務従事者認定証の交付等に係る都道府県調査結果⑦

- 認定特定行為業務従事者認定証をデジタル資格者証とし、原本とすることについて聞いたところ、原本とすることが可能と回答した都道府県は8割強であったのに対し、原本とすることが不可能と回答した都道府県は2割弱であった。
- 原本とすることについての懸念は以下のとおり。

7. 認定特定行為業務従事者認定証をデジタル資格者証とし、原本とすること（紙ではなく電子媒体の認定証を正式な認定証とする運用）についてどう考えるか、該当する項目に○をご記入ください。

	回答数	割合
①原本とすることが可能	15	32%
②どちらかといえば原本とすることが可能	27	57%
③どちらかといえば原本とすることが不可能	5	11%
④原本とすることが不可能	1	2%

※回答数について高齢部門と障害部門で回答が異なる都道府県があったため48となっている。

原本とすることについての懸念

- ・認定特定行為業務従事者認定証は、個人に対して交付される一方で、事業所が管理していることが多い状況を鑑みると、事業所の管理負担が増加する可能性がある。3号に係る認定証は、一人の特定行為業務従事者が、複数の者に対して認定を受けることがあることから、認定証の管理が複雑になる懸念がある。
- ・第三号研修の認定特定行為業務従事者認定証は、対象利用者への支援終了（利用者の死亡、介護職員の退職等）により返納（資格失効の手続）が必要となる。紙の認定証は事業所が管理しているケースが多く返納手続がスムーズであるものの、デジタル資格証は個人管理となるため、返納義務が徹底されず、認定を要する状況が消滅した後も資格情報が保持され続ける懸念がある。
- ・マイナンバーカードを保有していない者への対応や、事業所・利用者等におけるデジタル資格者証の認知・運用方法の周知が課題になる。また、システム障害時や通信環境が利用できない場合の確認手段についても整理が必要。さらに既存の紙の認定証との移行期間における運用整理等が課題になると考える。
- ・住民票登録の氏名が表示できない場合（例：高など）、使用可能な文字（例：高）への置き換えが必要があるが、現状では住民票の表記とあわせることとされているため、外字ソフト等で対応している。文字での置き換えも認める制度としての整理が必要になるのではないかと。
- ・デジタルの認定証を持つことに抵抗のある方が一定数いると考えられる。
- ・事業者が自分の事業所内での従事者の把握をきちんとできるか。事業者の行為の追加の手続等の遅延につながらないか。
- ・デジタル環境に依存するため、情報漏えい対策やシステム障害発生時の運用整備が必要である。
- ・各種公的証明において、依然として紙での認定証の提出や都道府県による原本証明を求められるケースが存在する。

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省¹²
Ministry of Health, Labour and Welfare

介護職員等が行う医行為及び法定研修・制度の内容について

実施可能な行為

- たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
 - 介護福祉士以外の介護職員等
- ※一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定

登録研修機関

① たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録

○登録の要件

- ☆喀痰吸引等研修を行うこと（※）
- ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
- ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合等

（※）喀痰吸引等研修の内容（次項参照）

- ・講義＋演習＋実地研修で構成
- ・対象者を特定せずたんの吸引等を行う場合と、特定する場合、実施する行為を限定する場合によって研修内容が異なる
- ・介護職員等については、研修受講後、都道府県より「認定証」を交付

（介護福祉士の場合は、実地研修まで修了した行為について介護福祉士登録証に記載される）

登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録
- ＜事業者種別＞
- ・登録喀痰吸引等事業者：介護福祉士に喀痰吸引等を行わせる事業者
 - ・登録特定行為事業者：介護職員等（認定特定行為業務従事者認定証を受けた者）に喀痰吸引等を行わせる事業者

○登録の要件

- ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
- ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置等

＜対象となる施設・事業所等の例＞

- ・介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
- ・障害者支援施設等（生活介護、グループホーム等）
- ・在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）
- ・特別支援学校

実施時期

○平成24年4月1日施行

（介護福祉士については平成28年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。）

介護職員等が行う医行為及び法定研修・制度の内容について

喀痰吸引等研修 ～研修課程～

喀痰吸引等 研修	不 特 定 多 数	第1号研修 喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う 類型	基本研修 講義 50H + 各行為のシュミレーター演習 + 実地研修
		第2号研修 喀痰吸引及び経管栄養のうち実地研修を終了した行為について行う 類型	基本研修 講義 50H + 各行為のシュミレーター演習 + 実地研修 (各行為のいずれかを実施)
	特 定 の 者	第3号研修 実地研修を重視した 類型	基本研修 講義及び演習 9H ※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には、20.5時間 + 実地研修 ※特定の者に対する必要な行為についてのみ実施。

国家資格オンライン・デジタル化のシステム構成図

- 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するもの。

実現イメージ

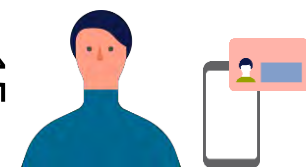
施策1：オンライン申請等の実現

マイナポータルや公的個人認証の活用による
①申請手続のデジタル化・オンライン化
②厳格な本人確認 等の実現

施策2：住基ネット・戸籍等との連携

住基ネット・戸籍との連携により
①添付書類の省略や変更手続の省略
②登録情報の真正性・正確性の確保 等の実現

15



資格保有者等

申請/照会

通知/資格表示等

施策3：資格情報提示等のデジタル化

マイナポータルAPI等の活用により、
①スマホ等に資格情報を表示
②自身の資格情報の提供 等の実現



マイナポータル

オンライン申請

- 資格登録申請
- 登録事項変更申請
- 登録抹消申請
- 受験申請...etc

各種お知らせ

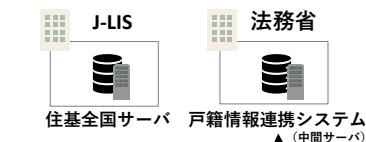
- 資格更新手続の案内
- 申請不備通知 ...etc

資格情報提供

- デジタル証の表示
- 資格情報の提供 ...etc

データ連携

マイナンバー連携
住所・死亡情報等の連携



資格・試験管理

- 申請審査
- 名簿管理
- デジタル証発行
- 各種通知 ...etc

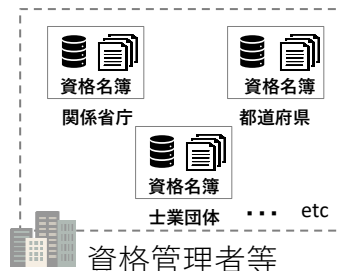
情報提供サーバ

中間サーバ

資格データ

国家資格等情報連携・活用システム

データ連携



デジタル資格者証

国家資格システムでは、「デジタル資格者証」の発行が可能となります。
デジタル資格者証は国家資格システムが保有する名簿情報をもとに発行され、申請者が当該資格情報を有することを確認することが可能です。当該資格者証には電子署名を付与することで、改ざん検知が可能な仕組みを有しております。
なお、デジタル資格者証はPDF形式で発行され、主な用途としては印刷して利用いただくことを想定しております。

デジタル資格者証のイメージおよび掲載項目は以下のとおりとなります。

#	構成要素	記載形式	備考
①	資格名称	〇〇資格証	-
②	氏名	苗字 氏名	-
③	生年月日	yyyy/mm/dd	-
④	登録番号	第000000000号	桁数等は資格依存
⑤	発行日/登録日/交付日	yyyy/mm/dd	-
⑥	QRコード	-	検証用
⑦	交付機関/者名	-	1点のみ記載
⑧	本人写真	-	顔写真ありの場合のレイアウトも準備予定
⑨	その他項目	-	上記以外で掲載項目が必要な場合、資格証の裏面に表示

【デジタル資格者証イメージ】

① 介護福祉士資格証

氏名 ② 山田 花子

生年月日 ③ 1980/01/01
Date of birth

登録番号 ④ 88888
No.

登録年月日 2024/03/05
Date of registration

発行年月日 ⑤ 2024/03/06
Date of issue

訂正・変更年月日 2024/03/06
Date of correction

⑥



※デジタル資格者証はマイナポータルから資格者本人がダウンロード可能となります。また、表示項目においては名簿情報に登録された氏名が表示されます(そのため、旧姓”表記”には対応いたしません)。また、出力項目は各資格管理団体に設定いただくことになります。(資格者本人の希望に沿って可変とはできません)

(デジタル庁HPより)

参照条文①

○社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）（抄）

附則

（認定特定行為業務従事者に係る特例）

第十条 介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。）のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じた厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。）を行うことを業とすることができる。ただし、次条第四項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられている者については、この限りでない。

2 認定特定行為業務従事者は、特定行為の業務を行うに当たっては、医師、看護師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

第十一条 認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が行う研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。

118 心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

3 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 次項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

4 都道府県知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。この場合において、当該処分の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

一 前項各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合

二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があつた場合

三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

5 前各項に定めるもののほか、認定特定行為業務従事者認定証の交付、再交付及び返納、第二項の都道府県知事の認定その他認定特定行為業務従事者に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託）

第十二条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務（認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「認定証交付事務」という。）の全部又は一部を登録研修機関に委託することができる。

2 前項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員（法人でない登録研修機関にあつては、前条第二項の登録（次条から附則第十六条まで並びに附則第二十三条、第二十四条及び第二十六条において「登録」という。）を受けた者）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

参照条文②

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）（抄）

附則

（認定特定行為業務従事者認定証の交付の申請）

第五条 法附則第十一条第一項の認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。）の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、附則第十三条第三号の喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類及び住民票の写しを添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 喀痰吸引等研修を修了した特定行為
- 三 その他必要な事項

（法附則第十一条第三項第一号の厚生労働省令で定める者）

第五条の二 法附則第十一条第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（認定特定行為業務従事者認定証の記載事項）

第六条 認定特定行為業務従事者認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 法附則第十条第一項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）の氏名及び生年月日
- 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- 三 その他必要な事項

（変更の届出）

第七条 認定特定行為業務従事者は、附則第五条各号に掲げる事項に変更があつたときは、認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（認定特定行為業務従事者認定証の再交付の申請等）

第八条 認定特定行為業務従事者は、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失つたときは、遅滞なく、再交付申請書を、汚損した場合にあつては、当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、これを認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失つた認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、速やかにこれを認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に返納しなければならない。

（死亡等の届出）

第八条の二 認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法に規定する届出義務者
- 二 法附則第十一条第三項第一号に該当するに至つた場合 当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人
- 三 法附則第十一条第三項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた場合 当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人

- 2 前項の届出（同項第一号に掲げる者による届出に限る。）には、認定特定行為業務従事者認定証を添付しなければならない。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し (管理番号R7-241)

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

重点36：社会保険料が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し(厚生労働省)

令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）

提案内容

社会保険（以下「社保」という。）における健康保険料の月割算定について、被保険者が資格を取得した同じ月内に資格を喪失した場合（以下、「同月得喪」という。）には、その月分の健康保険料を算定しないよう見直しを求める。

対応方針

健康保険料における、被保険者が資格を取得した月と同じ月内にその資格を喪失した場合の保険料の算定については、令和 7 年度中に保険者や事業主等への実態調査を開始した上で、その結果を踏まえ、当該保険料の算定の在り方について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

同月特喪に関する保険者アンケートの概要

(概要)

健康保険の全保険者（1365保険者）を対象に同月得喪に関するアンケート調査を行い、約900保険者から回答があった。

○令和6年度の同月得喪該当者に関するデータ

- ・同月得喪の該当者を算出可能とした保険者の約98%が、同月得喪該当者の被保険者に占める割合は1%未満。（そのうち約1割は該当者なし。）
- ・該当者のうち約75%は標準報酬月額26万円以下の者である。また、約80%以上の保険者においては、保険料収入に占める同月得喪該当者の保険料収入の割合は0.1%以下であり、大半の保険者において保険料収入に占める同月得喪該当者の保険料収入の割合は大きくない。
- ・業種ごとの偏りは見られない。

22 ○自由記述で寄せられた主な意見

【件数の多い意見】

- ・保険料を支払っていない者に保険給付を行う可能性があるが、その場合は他の被保険者が医療費を負担することになる。徴収だけでなく、医療費負担等の給付についても整理をするべきではないか。
- ・稀有な事案に対応するために、システム改修を行う必要が生じるが、費用は誰が負担をするのか。
- ・保険給付を行う可能性があるだけでなく、資格取得時に事務費等の経費が生じているため、保険料を徴収しなければ、他の被保険者の負担が増加する。

【制度変更をした場合の懸念点についてのその他の意見】

- ・退職したことが翌月になって判明した場合の対応に負荷がかかる。
- ・月末の加入者からのみ徴収を行う場合は、同月得喪の該当者が国保の届出期間内に届出をせず月末時点で無資格となった際に、保険料の支払いを免れうるため、当該行為を繰り返し行うなど、制度を悪用される可能性がある。
- ・仮に日割りを検討する場合には、健保だけで対応を行っても本質的な解決にならず、国保も含めた検討を行うべき。

事業者・システムベンダに対するヒアリングの概要

（概要）

現行の同月得喪の該当者から保険料を徴収する制度を変更するとした場合に考えられる点について、ヒアリングを実施した。仮に同月得喪の該当者から1月分の保険料を徴収しない制度に変更する場合については、主に以下の方法が考えられるため、それぞれの方法について、ヒアリングを実施。

- ①月末に在籍している者からのみ保険料を徴収する
- ②同月得喪の該当者に対して、徴収した保険料を還付する
- ③日割りとして加入日数分の保険料を算定して徴収する

〈①月末に在籍している者からのみ保険料を徴収する場合について〉

- ・給与計算システムの改修で対応すると考えるが、給与の確定日までに、月末時点での資格喪失の事実関係を把握出来ない場合は、個別の対応を行う必要がある。（事業者）



- ・保険者のシステムのうち、適用関係のシステム等を改修する必要がある。（システムベンダ）。

〈②同月得喪の該当者に対して、徴収した保険料を還付する場合について〉

- ・既に退職している元従業員とのやり取りとなるため、事務負担が生じる。（事業者）
- ・保険者のシステムのうち、徴収関係のシステム等を改修する必要がある。（システムベンダ）

〈③日割りとして加入日数分の保険料を算定して徴収する場合について〉

- ・給与の確定日の後に退職する場合への対応や端数処理の対応等、新たな事務負担が生じる。（事業者）
- ・保険者のシステムのうち、保険料計算システム等の大規模な改修をする必要がある。（システムベンダ）

（まとめ）

- 上記の3つの方法の中では、①が事業者の事務負担やシステム改修の規模感が比較的小さいと考えられるが、いずれの場合についても、保険者のシステム改修等の対応が必要になる。
- 健康保険料と一緒に徴収を行う介護保険料や子ども・子育て支援金の整理によっては、さらに事務負担や改修規模が大きくなる可能性がある。

(保険者アンケートやヒアリングを踏まえた整理)

- 該当者の保険料算定の在り方を見直す場合は、システム改修や事業者による個別の対応が必要になる。
- 同月得喪該当者が受けた給付費やシステム改修等の費用は、同月得喪該当者以外の被保険者が負担する必要がある。

仮に月末に在籍している者からのみ保険料を徴収するなど、同月得喪該当者に関する保険料算定のあり方を見直す場合、以下の論点等について考慮する必要がある。

24

- ・ 医療保険制度は加入に伴う保険料負担と給付がセットであることが大原則。特に、被用者保険は、被保険者資格を有する月ごとに保険料を負担する仕組みを採用しているところ、同月得喪者について保険料を徴収しない場合には、保険者は保険給付責任を負うにもかかわらず、保険料収入が帰属しないこととなる。また、月末に加入している保険者に対して請求を行う場合は、退職等により脱退した元被保険者がどの保険制度に加入しているのかをすべて把握する必要があり、多大なコスト負担が生じると考えられる。
- ・ 被保険者ごとの給与収入を基礎として標準報酬月額を設定し、これに基づいて各月の保険料を算定している被用者保険について、保険料算定の仕組みが異なる国民健康保険と同様の仕組みとする必要があるのか。
- ・ 国保と同様に月末加入者のみから徴収する仕組みとした場合、例えば、3/31～4/2加入の者は1か月分の保険料負担となる一方、3/1～3/30加入の者は保険料負担が生じないこととなり、バランスに欠くほか、被用者保険における月単位保険料負担の考え方との整合性がとれるのか。

(参考) 参照条文

健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（被保険者の保険料額）

第百五十六条 被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）である被保険者 一般保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率（基本保険料率と特定保険料率とを合算した率をいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）と介護保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ介護保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）との合算額

二 介護保険第二号被保険者である被保険者以外の被保険者 一般保険料額

25 2 前項第一号の規定にかかわらず、介護保険第二号被保険者である被保険者が介護保険第二号被保険者に該当しなくなった場合においては、その月分の保険料額は、一般保険料額とする。ただし、その月に再び介護保険第二号被保険者となった場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は、算定しない。

国民健康保険条例参考例（抄）（平成一二年三月三一日事務連絡）

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第二十一条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第十五条、第十八条の六の三の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第十八条の八の額又は第二十二条第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第二十二条の三第一項（同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第十八条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第二十二条の三第四項第一号（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第二十二条の四第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第五項各号（同条第七項又は第八項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十五条若しくは第十八条の六の三の額若しくは第十八条の八の額又は第二十二条第一項各号に定める額、第二十二条の三第一項に定める第十八条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第二十二条の三第四項第一号に定める額、第二十二条の四第一項各号に定める額若しくは同条第五項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。